

2019年度 創価大学法科大学院

A日程 小論文試験

問題1 (配点50点)

「動物は倫理的に尊重されるべきか」というテーマに関する、次のA・B・Cの各文章を読んで、後記の各問いに答えなさい。

A ギリシャやローマの哲学者たちは人間がつくった法則に対置するものとして、自然の法則の存在を明確に認識していた。彼らは、「権利」については何も話さなかったけれども、政府、あるいは、市民的秩序が形成される以前に、人間はすでに存在していたことを理解していた。このような原初的な自然状態は、生存を中心とする一定の生物学的原理に従って、組織化されたのである。これらの原理はラテン語では〈自然法 “*jus naturae*” あるいは “*jus naturale*” 〉と呼ばれていた。

これとは逆に、人間がこのような基本的な秩序に対して付与した概念、すなわち、正義 (*justice*) の概念は国民に適用され、かつ、国家・民族の法のなかで具体化された “慣習法” (*common law*) という形での “万人共通の法” (*jus commune*) として考えられてきた。

それでは、人間以外の存在はどの範疇に適用されるのだろうか。古典的な思想家の考えでは、原生自然のなかに、あるいは、人類の歴史誕生の際に、人間が選択した自然状態のなかに人間だけが存在していたのではなかったということが明らかになっている。自然環境に存する無生物とともに、高等な生命体といえるほどではないにしても、何らかの動物も存在していたのである。それでは、歴史の流れのなかを人間とともに生きてきたこれらの生物と人間との正しい関係とは一体、どのようなものであったのだろうか。

ローマ人はこのような問題に関心事を寄せていたが、この問題に対してはもう一つの道徳的な法、すなわち、〈動物法〉 (*jus animalium*) を想定する方が論理的であると考えた。この考え方には後世の哲学者たちが人間の文明や政府とはまったく関係のない固有の権利、あるいは、自然権と呼んだものを動物も保有しているということが基本となっていた。三世紀のローマの法律家、ウルピアヌスによれば、〈動物法〉は次のような理由から、〈自然法〉の一部であるとしていた。というのも〈自然法〉には、自然がすべての動物に教えてきた法が含まれているからである。すなわち、この法は人間に固有のものではなく、すべての動物に帰属している、ということからである。

B ギリシャとローマが衰退し、キリスト教が登場してくると、自然は西洋世界の倫理とあまりうまくいなくなかった。一般の人々は次第に次のような考え方をするようになった。すなわち、「動物を含んだ自然という概念にはいかなる権利も付与されていないし、人間以外の存在は人間に奉仕するために存在する」ということであった。このような考え方には、倫理的共同体を発展させていくという側面は一切、みられなかった。それから後、人間と自然との間の適切な関係とは、“便宜主義”や“有用性”を重視するということになった。自然のもつ価値を道具的側面、もしくは、功利主義的側面のみに、——すなわち、人間の欲求という形で規定されているもの——捉えていたために、人々は良心の呵責をもつ必要はなかった。この議論をキリスト教的に解釈すると、「神が人間、ならびに、自然に対する支配権のみならず、何の制約もなく自然を搾取する〔人間の側からすれば「開発する」ということになる〕権利を与えた」という「創世記」の記述を引用して例証することになる。

ヒューゴ・グロティウス（1583～1645年）やサミュエル・プーフェンドルフ（1632～1694年）のような初期の哲学者たちは「人間と自然との関係は倫理的な関心となるような主題でない」と信じていたのかもしれない。ウルピアヌスの考えとは別に、これらの哲学者たちは「自然権は自然の社会以前の状態からではなく、人間的な自然（*humannature*）からのみ生じる」と主張していた。この考え方には、「法というものは、人間と自然に共通の基本的原理としての正義から発生していない」という意味が含まれていた。この法はどちらかといえば、人間の利益を反映するような、人間自身の規範を代表していたのであった。そこで、プーフェンドルフは、「人間と動物に共通の権利や法は存在しない」ことを結論付けることができた。ジョン・ロッドマンは、動物の権利の拒否、という一七世紀の思想を「思想史（*ヒストリー・オブ・ソート*）における転換点」として捉えた。

C ロックは『教育に関する考察』（*Some Thoughts Concerning Education*, 1693）のなかで、「動物も苦しみを感じ、傷つくのであり、いうまでもなく、動物に危害を加えることは道徳的によくない」と論じ、デカルトの説（注）に反対した。・・・（中略）・・・「多くの子供たちが幼い小鳥、蝶、その他弱い動物を捕まえて、非常に手荒く扱い、残虐な行為をしていること」を注意した。子供がこのような行動をとっていると、次第に人間に対しても自分の心を無慈悲にしていくので、こうした行動をやめさせ、矯正させるべきであると考えた。

ロックは引き続いて次のように述べている。「自分より劣っている生き物を虐待したり、殺したりすることに喜びを感じる人間は人間に対してあまり同情的な感情をもたなくなり、やさしさが失われてくることになる」。・・・（中略）・・・その後、ロックは一六九三年の論文のなかで、“有用性”に関する厳密な概念をさらに発展させた。「家畜や馬のように常時、所有される有益な動物だけでなく、リス、小鳥、昆虫なども含めた『すべての生き物』を注意して、取り扱うべきである」と主張した。

(注)

著者は、「デカルトによれば『動物は無感覚で、非理性的な機械である』ということであった。また、『動物は時計のように動くが、痛みを感じることはできない』とされている。・・・(中略)・・・デカルトは、『人間は自然の支配者であると同時に自然の所有者である』ことを信じて疑わなかった。」と論じている。

(出典) ロデリック・フレイザー ナッシュ著・松野 弘訳

「自然の権利 環境倫理の文明史」(2011年・ミネルヴァ書房)

※なお、小論文試験の出題にあわせ、中略等の文章表現に変更を加えている。

問1 文章Aの下線部の「この考え方」、および文章Bの下線部の「このような考え方」を、それぞれ200字以内で要約しなさい。

問2 文章Cで示されているジョン・ロックの考え方は、文章A又はBの考え方のいずれに、より親和性があるといえるか、300字以内で論じなさい。

問題2（配点50点）

以下の問題を読んで、その指示にしたがって論理的で説得力のある文章を作成しなさい。なお、本問は架空の設例であり法律の知識を問うものではない。また、文章の形式（意見書や上申書など）に留意しなくてもよい。

問題

A市からC村をつなぐ鉄道路線Bは甲鉄道会社が運行しているが、C村の過疎化に伴って次第に利用客が減少し、赤字経営が深刻化している。そのため、甲鉄道会社は、路線Bを廃止すること検討している。以下は、甲鉄道会社内における2人の社員の検討会議における発言である。

社員D：B路線の赤字は、すでに10年以上継続し、累積赤字も多額になっており、これ以上路線Bの営業を継続すれば、甲鉄道会社の経営全体にも大きな影響を及ぼすことになるので、早々に廃線にすべきであると思う。

社員E：確かに赤字が続いているのは確かだが、路線廃止となると住民の移動の足がなくなることになる。とくにC村の住民らの移動に支障が生じることになるから、僕は反対だ。

社員D：住民の移動の足の確保というならば、乗合バスを運行することで代替できるのではないか。幸い、当社のグループ会社で「甲鉄道バス」があるので、同社で運行すればよいのではないか。

社員E：確かに、乗合バスの運行で代替できる部分もあるけれど、バスの利用客が減れば乗合バスもいずれ廃止され、いよいよ過疎化が進行することになる。鉄道路線の廃止というのはその大きなきっかけとなる特別なことと思う。鉄道と駅があるということはC村という地域の中心拠点であり、当該地域の活性化を担う重要な社会インフラとなっていると思う。

社員D：地域の活性化は、鉄道と駅がないとできないわけではないと思う。鉄道路線が廃止されたけれど活性化している地域はあるし、交通の拠点となる駅が必要だということであれば「道の駅」をつくれればよいのではないか。

社員E：そういう例もあるかもしれないけど、成功しているのは、ごく一部の例外的なものではないか。やはり鉄道が廃止され、交通の拠点としての駅が無くなるというのは、地域の住民にとってみると大きな心の支えを失うことになるのは間違いないよ。そのことが地域の活力をさらに失わせることになるように思う。

社員D：地域住民の心の問題と鉄道経営の問題は別のことではないのかな。C村村民の大半の移動手段は自家用車になっていて、鉄道の利用客は自動車運転免許を持たない中・高校生と高齢者に限られているのが実情だ。それならば、乗合バスで十分なのではないか。

社員E：でも、最近の政府方針である「観光立国」を目指すのであれば、鉄道路線は不可欠ではないかな。

社員D：観光立国というけれど、A市やC村に集客が見込まれるような観光資源はありますか。

社員E：C村には、規模は小さいけれどナイアガラの滝と同じような特徴のある「乙滝」があり、その滝の近くには「丙神社」がある。この「乙滝」と「丙神社」は、昨年ヒットしたアニメ映画の舞台となったことから、最近、テレビの旅行番組で取り上げられるようになり、今年になってから「乙滝」と「丙神社」を訪れる観光客が急増しているようだ。

社員D：そのことは知らなかった。でも、その観光客は鉄道路線Bを利用しているのかな。鉄道の乗降客が増えているとは聞いていないけれど。

社員E：実はそこが問題だ。乙滝や丙神社に一番近い鉄道路線Bの駅は「G駅」なのだが、「G駅」から乙滝などに向かう交通手段がないため、大半の観光客は、自家用車やレンタカーや、貸切りの観光バスで直接向かっている。だから、G駅から乙滝や丙神社に向かう乗合バスとかを運行すれば、鉄道利用客も増えると思う。

社員D：でも、別の見方をすれば、観光客は鉄道を利用しなくても乙滝や丙神社にはいけるということだよな。

社員E：でも、鉄道を利用したほうが、往復の交通費が3割ほど安くなるという試算もあるので、一定の需要は必ずあると思う。観光客が増えれば、C村での雇用も増えるし、そうすれば地域全体も活性化することになる。

社員D：しかし、乙滝と丙神社に人気があるとしても、一過性の人気に止まるのではないかな。

社員E：それは、これからの広告・宣伝の仕方の問題だと思う。それに、C村やA市でも、鉄道路線Bの廃線が話題になっていて、路線存続のために直接公金を出すべきではないかとの意見が、市議会や村議会で起こっているそうなので、その帰趨を見てから路線廃止を検討すればよいのではないかな。

社員D：たとえ公共交通であっても、ごく少数の鉄道利用者のために多額の公金を投入するよりも、他の産業振興策や福祉政策、或は老朽化が進んでいる道路や橋などのインフラ整備に使うべきではないかとの批判もある。仮に公金が投入されるとしても財源に限りがある以上、いつかは打ち切りになる可能性があるわけで、公金だけで経営を継続することが本当に良いことなのか疑問です。

以上の議論をふまえて、路線Bを廃止すべきかについて、いずれかの社員の立場に立って論じなさい。なお、いずれの見解を採用するかにおいては、対立する論点を明らかにした上で、自説を採用する根拠や他説に対する批判を文中から引用して言及すること。